

## 国立大学法人京都教育大学副学長選任等規程

平成22年12月20日 制定  
令和3年3月8日 最終改正

(目的)

**第1条** この規程は、国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）の副学長の任免、任期及びその他必要な事項を定めることを目的とする。

(選任及び任命等)

**第2条** 副学長の選任及び任命は、学長が行う。

2 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、理事及び本学教職員より副学長を選任する。

- 一 副学長の任期が満了するとき。
- 二 副学長が辞任を申し出たとき。
- 三 副学長が欠員となったとき。
- 四 副学長を解任したとき。

3 副学長は、学長の定めるところにより、学長を補佐して、それぞれ次の業務を掌理する。

- 一 総務・企画
- 二 教務・学生指導
- 三 労務・財務
- 四 学生生活・国際交流
- 五 研究推進
- 六 附属学校
- 七 連合教職実践研究科

4 学長は、副学長を選任した場合は、遅滞なく、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(任期等)

**第3条** 副学長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、学長の任期の末日を超えることができない。

2 前条第2項第二号、第三号又は第四号により副学長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、学長が辞任した場合、又は欠けた場合の副学長の任期は、後任の学長が任命される日の前日までの期間とする。

(解任)

**第4条** 学長は、副学長が副学長としての職務に堪えないと判断する場合は、解任することができる。

2 副学長の解任に関する詳細は、役員会にて定める。

3 学長は、副学長を解任した場合は、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

**附 則**

この規程は、平成23年1月1日から施行し、平成23年4月1日を副学長の任期の始期とする。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則（令和2年規程第21号）**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。